

指定病院等における不在者投票事務取扱要領

<目次>

I はじめに

- 1 不在者投票制度とは 1
- 2 「指定病院等」とは 1
- 3 「指定病院等」で不在者投票をすることができる人とは 1
- 4 不在者投票管理者とは 1
- 5 留意していただくこと 2
- 6 今回の投票について 2

II 事務処理について

- 1 事前の周知 3
- 2 「投票用紙等」の請求 3
- 3 「投票用紙等」の交付 4
- 4 不在者投票ができる期間及び時間 4
- 5 投票記載場所の設備 5
- 6 立会人 5
- 7 不在者投票の方法 6
- 8 特殊な投票や手続 8
- 9 不在者投票実施記録簿及び発送簿の作成 8
- 10 外部立会人制度 9
- 11 不在者投票に要した経費の請求 10

III 参考資料

- 1 指定病院等における不在者投票事務の質疑応答集 11
- 2 指定病院等における不在者投票事務の流れ 16

* 使用する様式

I はじめに

1 不在者投票制度とは

不在者投票の制度は、選挙（投票日）の当日、法律で定められた一定の理由に該当すると見込まれる場合、投票日の前にあらかじめ投票することを認めるものであり、一般投票の例外的な制度です。

2 「指定病院等」とは

- ・ 県選挙管理委員会が不在者投票のできる施設として指定した病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設
 - ・ 国立保養所、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所及び船舶
- 以下、これらをあわせて「指定病院等」といいます。

3 「指定病院等」で不在者投票をすることができる人とは

上越市の選挙人名簿に登録され、投票日現在、市内に住所のある人のうち、次の表のとおりです。

所 在 区 分	<u>区域内</u> の「指定病院等」 に入院・入所中	<u>区域外</u> の「指定病院等」 に入院・入所中
歩行可能な人 (外出可能な人)	できない。	できる。
病気、負傷等のため 歩行が困難な人	できる。	できる。

(注1) 「区域内」とは、選挙人が行く投票所の範囲である投票区の区域内のことです。

なお、歩行可能（外出可能）な選挙人の投票区の区域と「指定病院等」の所在地の投票区の区域が同じであるか不明なときは、市選挙管理委員会にお問い合わせください。

(注2) 病人の付添人や看護師等は、「指定病院等」で不在者投票はできません。

(注3) 「歩行が困難」とは、選挙（投票日）の当日歩行が困難と見込まれればよいのであって、不在者投票の当日現に歩行が困難でなくとも差し支えありません。

(注4) 刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に収容中の人は、歩行が困難かどうかに関わらず、選挙（投票日）の当日収容されていると見込まれれば、その施設において不在者投票をすることができます。

また、船舶に乗船中の船員についても、選挙（投票日）の当日乗船中であることが見込まれれば、その船舶において不在者投票をすることができます。

4 不在者投票管理者とは

「指定病院等」に入院・入所中の選挙人の不在者投票については、その「指定病院等」の長が不在者投票管理者となります。しかし、「指定病院等」の長が候補者となった場合又は外国人である場合には、不在者投票管理者となることはできません。

このような場合や、長に事故があり又は欠けた場合には、その長の職務を代理すべき人が不在者投票管理者となります。

不在者投票管理者は、不在者投票に関する手続きのすべてについて最終的な決定権を持ってお

り、不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行することが役目です。

不在者投票管理者の職務の主なものは、次のとおりです。

- (1) 選挙人から投票用紙及び不在者投票用封筒（以下「投票用紙等」といいます。）の請求依頼があった場合、不在者投票理由（1 ページの 3 参照）に当たるかどうかを認定の上、選挙人に代わって、市選挙管理委員会の委員長（以下「選管委員長」といいます。）に対して「投票用紙等」を請求すること。
- (2) (1)の請求に基づき選管委員長から交付された「投票用紙等」を選挙人に渡すこと。
- (3) 不在者投票記載場所の設備（5 ページの 5 参照）をすること。
- (4) 投票の立会人（1 人以上）を選び、投票に立ち合わせること。
- (5) 投票をさせる際に、選挙人に渡した「投票用紙等」にすでに候補者名等が書き込まれていないかどうか、汚損又は破損はないか等について点検した後、投票させること。
- (6) 代理投票の申請の受理及びその諾否を決定すること。
- (7) 投票の終わった「投票用紙等」を「選管委員長」に送致又は郵送等すること。（なるべく直接お持ちください。）

5 留意していただくこと

不在者投票は、一般投票の例外の制度であり、その手続が長期にわたって行われる関係上、特に厳格な手続が規定されています。

特に、「指定病院等」の不在者投票管理者になられる方々は、本来の業務のほかにこの仕事をしていただくわけですが、「選挙は民主主義の基本をなすものである」ことを十分にご認識いただき、選挙事務が公正に執行されるようご協力をお願いします。

具体的な手続についての解説は別の項で詳しく述べますが、特に次の点に留意し、公正かつ適切な事務処理をお願いします。

- (1) 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その人の業務上の地位を利用して選挙運動をすることはできません。
- (2) 事務の管理及び執行に当たっては、自由、公正、平等を心がけ、投票の秘密保持を期すとともに、選挙人の投票に干渉したり、威圧を加えることのないようにしてください。

6 今回の投票について

今回行われるのは、上越市議会議員一般選挙です。

(1) 投票方法等

- ① 候補者 1 人の氏名を自書します。
- ② 投票用紙は白色、文字の色は紺色です。

(2) 告示日 令和 6 年 4 月 14 日（日）

(3) 選挙期日（投票日） 令和 6 年 4 月 21 日（日）

(4) 不在者投票期間 令和 6 年 4 月 15 日（月）から 4 月 20 日（土）まで

(5) 投票時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

II 事務処理について

1 事前の周知

事前に次のようなポスターを掲示して選挙人に周知することが適当です。

お 知 ら せ

当病院は、公職選挙法の定めるところにより入院中の患者の申出により、当病院内で不在者投票ができることになっています。

つきましては、来る4月21日（日）に執行される「上越市議会議員一般選挙」の不在者投票を次により行いますので、当病院で不在者投票を希望される入院患者の方は事務局まで申し出てください。

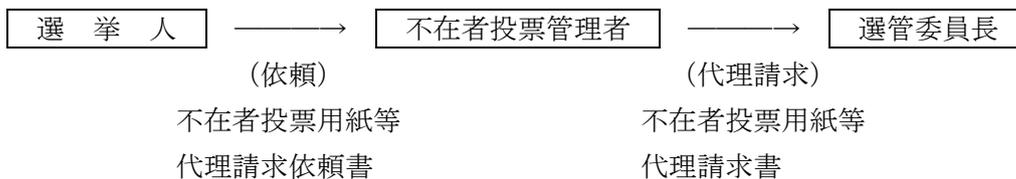
- 1 投票日時 ○月○日（○曜日） ○時～○時
- 2 場所（投票記載場所） ○階○○会議室

なお、上記の投票日以外でも申出により投票をすることはできますが、事務の処理上、できる限り上記の日時に投票されるようご協力ください。

また、投票記載所内には候補者の氏名を掲示することができないこととなっているため投票記載所には、あらかじめ候補者の氏名を確認の上、おいでくださるようお願いします。

○○病院長 ○○ ○○

2 「投票用紙等」の請求



(1) 「投票用紙等」の請求は、選挙期日（投票日）の前日（4月20日）まででき、選挙期日の告示の日（4月14日）前においても行うことができます。

(2) 「指定病院等」の長が選挙人に代わって請求する場合には、「不在者投票用紙等代理請求依頼書」（第1号様式）を選挙人から記載してもらい、これを保存しておいてください。

なお、手の不自由な人や自書できない状態の人等については、代理人による記載もやむを得ませんが、できるだけ本人に記載させてください。

(3) 不在者投票管理者は、不在者投票理由に該当すると認めた場合には、「不在者投票用紙等代理請求書」（第2号様式）に必要事項を記入の上、「選管委員長」に対して直接又は郵便等で請求してください。

なお、選挙人が投票を点字で行う場合には、「不在者投票用紙等代理請求書」の備考欄に「点字」と記載してください。

(4) 選挙人から請求の依頼がないときは、いかなる場合でも選挙人に代わって請求することはできません。

(5) 「指定病院等」の長に請求を依頼する方法のほかに、選挙人が自ら請求する方法があります。この場合は、「不在者投票請求書兼宣誓書」により「選管委員長」に対して直接又は郵便等で請求することになります。

※以下、選挙人が自ら請求した場合の事務処理についての記載は、《 》で表します。

3 「投票用紙等」の交付

2 (2)の方法で請求すると、「選管委員長」は、次の諸用紙を交付します。

- | |
|---------------------|
| ① 投票用紙 |
| ② 不在者投票用封筒（外封筒、内封筒） |

(注) 請求があっても、選挙人名簿に登録されていない場合や、無投票となった場合は、投票用紙等は交付しません。

この場合、不在者投票管理者は「投票用紙等」を受け取ったら、原則として直ちに、選挙人にこれを渡さなければなりません。

しかし、「投票用紙等」を事前に選挙人に交付した場合、紛失してしまったり、投票記載場所以外の場所で候補者の氏名を記載されたりするおそれがあるときは、選挙人の同意を得た上で、不在者投票管理者が厳重に保管しておき、選挙人が投票する際に投票記載場所で交付することもやむを得ません。

《選挙人が自ら請求した場合は、投票用紙等のほかに不在者投票証明書（証明書用封筒に封入されています。）が同時に交付されますが、選挙人はこの証明書用封筒を開封できません。もし、開封された形跡があるときは、それが誤って開封されたか否かを問わず、不在者投票管理者は投票を拒否しなければなりません。》

「投票用紙等」を渡す際には、必ず市選挙管理委員会からの送付通知書に記載された氏名と「不在者投票用紙等代理請求依頼書」の氏名とを照合し、確認した上で、渡し間違いのないように注意してください。

なお、告示日前でも投票用紙等の請求はできますが、投票用紙等の交付は告示日の翌日以降となります。

4 不在者投票ができる期間及び時間

選挙期日の告示日の翌日（4月15日）から選挙期日（投票日）の前日（4月20日）までの、毎日午前8時30分から午後5時までです。（市選挙管理委員会において不在者投票ができる時間は、午後8時までですが、「指定病院等」において不在者投票ができる時間は午後5時までですので、注意してください。）

なお、「指定病院等」における不在者投票日をあらかじめ定めて統一して投票を行わせる場合は、投票済みの「投票用紙等」が選挙期日（投票日）の前日までに「選管委員長」に届くような日を設定してください。

また、統一した日における投票が終了しても、不在者投票期間内（選挙期日（投票日）の前日まで）であれば不在者投票は可能であり、請求があれば不在者投票をさせなければならないことに留意してください。

5 投票記載場所の設備

「指定病院等」の施設内に、不在者投票管理者の管理のもとにおいて、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように投票の秘密を保持し、投票用紙の交換その他の不正が行われることを防止するために相当な設備をしなければなりません。

なお、投票記載場所に候補者の氏名等が記載されたポスター等の文書を掲示することはできません。このようなポスター等の文書があるときは、撤去してください。

また、重病人等で歩行が著しく困難である場合は、不在者投票管理者の管理下で、立会人の立会いがある限り、ベッドで投票ができます。

(注)投票記載場所に特定候補者の氏名のメモ等を置いて、その候補者への投票をしむけるような行為は、投票干渉罪として1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。

不在者投票を行う場所の配置については、国・県選挙の際の事務取扱要領を参考に設営してください。

6 立会人

不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合においては、選挙権を有する人を立ち合わせなければなりません。立会人がいないで行われた投票は無効となりますので、最低1人の立会いがなければなりません。また、不在者投票管理者やその事務を補助する人(事務従事者)は、立会人又は代理投票(又は仮投票)における補助者と兼ねることはできません。

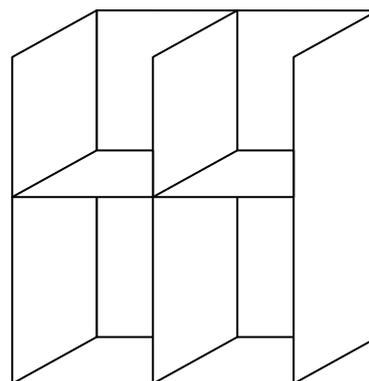
例えば、立会人が選挙人に記載済みの投票用紙の封入の仕方を指示説明したり、投票用紙の入った不在者投票用外封筒を受け取ったりすることは、立会人が不在者投票事務を行う人を兼ねたことになり許されないものです。

なお、立会人は選挙権(当該選挙の選挙権に限らない。)を有すれば足り、選挙人名簿に登録されていることは必要ではありません。

また、不在者投票管理者は、市区町村の選挙管理委員会が選定した人を投票に立ち合わせる(いわゆる外部立会人制度)その他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないものとされています。(努力義務)

外部立会人制度については、「10 外部立会人制度」を参照してください。

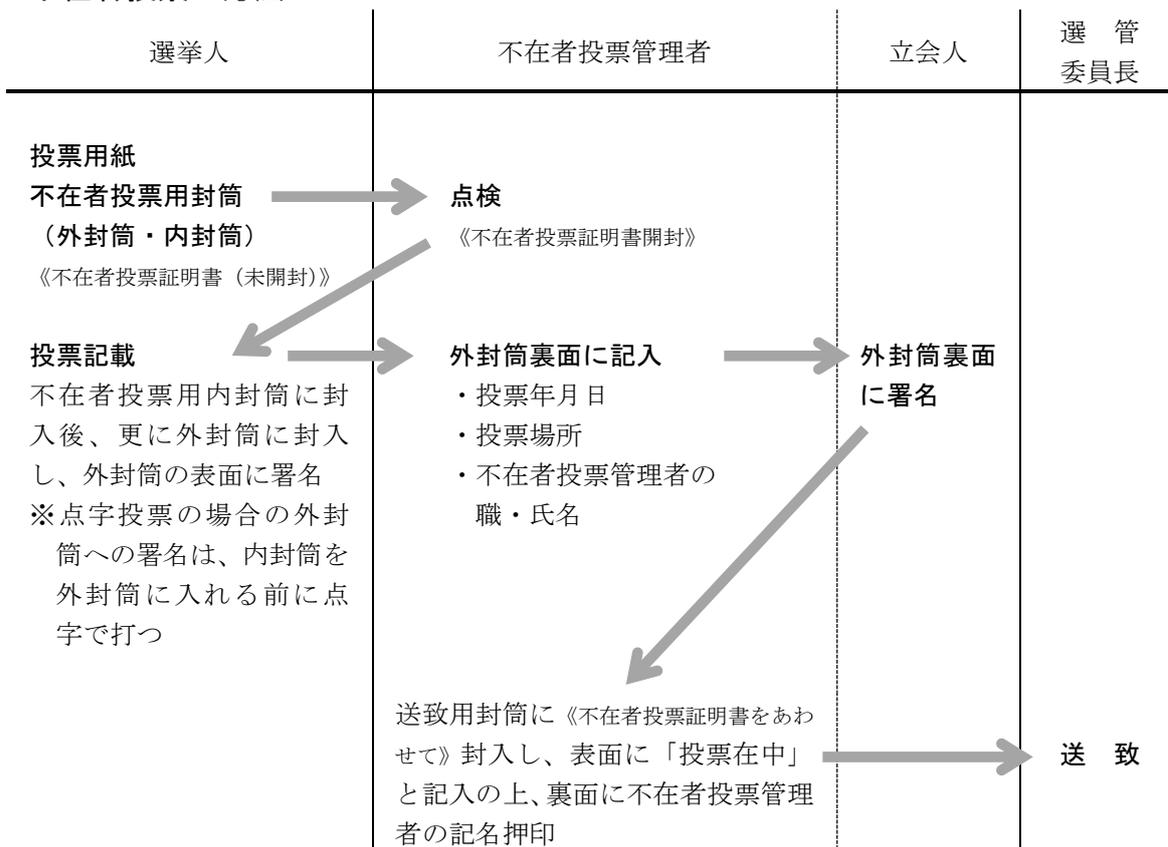
<記載台例>



* 記載台上には筆記用具を置いてください。

* ついたては低すぎないように設置してください。

7 不在者投票の方法



* 《不在者投票証明書》は、本人自ら「選管委員長」に対し「投票用紙等」を請求した場合に交付されるものです。

(1) 不在者投票の手続

ア 立会人等の確認

立会人が立ち会っているか、候補者の氏名等が記載された文書やポスター等が掲示されていないか確認してください。

イ 選挙人の確認

不在者投票管理者は、投票しようとする人が、「投票用紙等」を請求した選挙人であるか否かを確認してください。

《選挙人自ら「投票用紙等」を請求した人については、不在者投票証明書によって確認してください。》

ウ 「投票用紙等」の点検

不在者投票管理者は、「投票用紙等」について、所定のものか、汚損や破損がないか、すでに候補者の氏名等が書かれていないかを点検してください。

《選挙人自ら「投票用紙等」を請求した人については、「投票用紙等」のほか不在者投票証明書が封入された封筒を提示させますが、それがすでに開封されていないかも併せて点検してください。開封された形跡があるときは、投票を拒否しなければなりません。》

エ 投票

不在者投票管理者が管理する投票記載場所において、次のように行ってください。

- ① 選挙人が自ら投票用紙に候補者の氏名を記載します。
- ② 記載した投票用紙を不在者投票用内封筒に入れて封をさせ、
- ③ さらにこの内封筒を不在者投票用外封筒に入れて封をさせます。
- ④ その後、外封筒の表面（「投票者」と書いてある下）に必ず署名させ、提出させていただきます。

なお、点字投票の申出があったときは、不在者投票用外封筒の表面の署名は、内封筒を外封筒に入れる前に外封筒に点字で打たせてください。

(注) 不在者投票用外封筒の表面の署名は、次の代理投票の場合を除くほか、選挙人に必ず自書させていただきます。不在者投票管理者があらかじめゴム印で選挙人名を押したり他人が代わって記載したりしないようにしてください。なお、署名の下に押印するか、不在者投票用封筒を印をもって封かんする必要はありません。

オ 代理投票

選挙人が心身の故障その他の事由により自書できないときは、不在者投票管理者に申請して代理投票をさせることができます。この場合の申請は、口頭でも構いません。

代理投票をさせるときは、不在者投票管理者は次の手順により行わせることになります。

- ① 立会人の意見を聴いて、事務従事者から補助者 2 人を定める。
※不在者投票管理者及び立会人は、補助者を兼ねることはできません。補助者には、不在者投票管理者及び立会人とは別の、事務従事者から 2 人を選んでください。
- ② 定めた 2 人の補助者のうち、1 人を立ち会わせたと、他の補助者 1 人に投票記載場所で、選挙人の指示にしたがって投票の記載をさせる。
- ③ 補助者に、記載した候補者の氏名等を選挙人に示させた上、これを不在者投票用内封筒に入れて封をさせ、さらにこの内封筒を不在者投票用外封筒に入れて封をさせる。
- ④ その補助者に、不在者投票用外封筒の表面（「投票者」と書いてある下）に選挙人の氏名を記載させ、直ちに提出させる。

なお、選挙人に代理投票の理由がないと認めるときは、立会人の意見を聴いた上で拒否することになります。

また、代理投票の場合は、必ず「不在者投票の代理投票調書」（第 3 号様式）を作成し、「投票用紙等」と一緒に「選管委員長」に送致してください。

(2) 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、選挙人から投票用紙の入った不在者投票用外封筒を受け取った場合には、不在者投票用外封筒の裏面に、①投票した年月日と場所を記載し、②不在者投票管理者の職名と氏名を記入した上、③投票に立ち会った立会人に署名をさせていただきます。

なお、投票に立ち会った立会人の署名に代えて、ゴム印等の使用はできません。立会人の氏名は必ず署名させていただきます。

そして、この不在者投票用外封筒を《選挙人自らが、請求した場合には、不在者投票証明書とともに》他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に「投票在中」の表示を朱書きで明記し、その裏面に記名して印を押し、直ちに選管委員長に送致又は郵送（速達）してください。

なお、選挙人が不在者投票をしなかった場合は、これに係る諸用紙を選管委員長に返還してください。

8 特殊な投票や手続

不在者投票の事務処理については、今まで述べてきたことのほかに、次のような特殊な投票や手続があります。これらの詳細については、市選挙管理委員会にお問い合わせください。

(1) 選挙人が船員の場合の手続

選挙人が船員である場合は、「投票用紙等」の請求をする際、船員の選挙人名簿登録証明書を併せて提示しなければなりません。

(2) 郵便等による不在者投票制度

身体に重度の障害を有する選挙人の場合、一定の条件のもとで、郵便等による不在者投票が認められています。これは、選挙人本人が自ら郵便等により「投票用紙等」の交付を「選管委員長」に請求し、現在する場所で投票を記載した後、選挙人が「選管委員長」に対して郵便等により送付する制度です。

なお、郵便等による不在者投票をすることができる人が、郵便等によらず、一般の「指定病院等」での不在者投票を行うことも可能であり、この場合は「指定病院等」の長が当然に不在者投票管理者となります。

(3) 代理投票の仮投票

代理投票の場合に、代理投票の理由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聴いて拒否することができますが、代理投票を拒否された選挙人に異議があるとき、又は代理投票させることについて立会人に異議があるときは、代理投票の仮投票をさせることができます。

具体的な手続は、代理投票の補助者2人のうち、投票の記載をした補助者に、その補助者の氏名を不在者投票用外封筒の表面左下段に「代理記載人〇〇〇〇」と記載させて提出させることとなります。

9 不在者投票実施記録簿及び発送簿の作成

不在者投票を実施したら、次の記録を作成の上、保存してください。

なお、様式は指定しませんので、適宜作成してください。

(1) 「不在者投票実施記録簿」

次の事項を記載してください。

- ① 選挙の種類
- ② 不在者投票の実施年月日、時間
- ③ 実施場所
- ④ 不在者投票管理者（代理人）の職、氏名
- ⑤ 事務補助者（事務従事者）の職、氏名
- ⑥ 立会人の住所、氏名
- ⑦ 投票した選挙人の住所、氏名
- ⑧ 代理投票をしたときは、
 - ・ 代理投票をした選挙人の氏名
 - ・ 補助者の氏名（代理記載人の氏名、立ち会った人の氏名）
- ⑨ その他必要事項

(2) 「不在者投票発送簿」

送致先（郵送先）ごとに、次の事項を記載してください。

- ① 送致先（郵送先）
- ② 送致日（発送日）
- ③ 投票者氏名
- ④ 数量
- ⑤ その他必要事項

10 外部立会人制度

不在者投票管理者は、市区町村の選挙管理委員会が選定した人を投票に立ち合わせる（いわゆる外部立会人制度）その他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないものとされています。

外部立会人による立会いは、おおむね次の手順によります。

(1) 事前調整

施設の規模等により、必要な外部立会人の人数や立会日時等が異なるほか、市選挙管理委員会においても、立会可能な人数には限りがありますので、外部立会人の実施を希望する場合は、あらかじめ市選挙管理委員会にお知らせください。

(2) 外部立会人の選定依頼

(1)による調整が整ったら、「外部立会人選定依頼書」（第5号様式）により、「選管委員長」に対し、正式に選定依頼を行ってください。

(3) 外部立会人の選定等

外部立会人の選定方法については、次の①～③の方法があり、それぞれ事務手続が異なります。

- ① **不在者投票管理者が外部立会人を選任する方法** … 不在者投票管理者が謝金等を支払い
 - ・ 市選挙管理委員会が外部立会人候補者を選定した旨を連絡・通知しますので、不在者投票管理者は、直ちに当該外部立会人候補者に対し必要な連絡等を行い、当該外部立会人候補者から承諾を得た上で選任してください。
 - ・ その際、当該外部立会人候補者に「立会人選任書」（第6号様式）を交付するとともに、当該外部立会人候補者から「立会人承諾書」（第7号様式）を徴しておいてください。
- ② **市選挙管理委員会が外部立会人を任命する方法** … 市選挙管理委員会が報酬を支払い
 - ・ 市選挙管理委員会が外部立会人を任命し、その旨を連絡・通知しますので、不在者投票管理者は、直ちに当該外部立会人に対し必要な連絡等を行い、当該外部立会人から承諾を得た上で選任してください。
 - ・ その際、当該外部立会人に「立会人選任書」（第6号様式）を交付するとともに、当該外部立会人から「立会人承諾書」（第7号様式）を徴しておいてください。
- ③ **市選挙管理委員会が職員を派遣する方法**
 - ・ いずれの外部立会人候補者も日程の都合がつかなかった場合は、市選挙管理委員会が職員を派遣します。その際の市選挙管理委員会からの連絡・通知や、連絡・通知を受けた不在者投票管理者の手続は、上記と同様です。

(4) 不在者投票の実施及び選任報告

外部立会人を選任し、不在者投票を行った場合は、市選挙管理委員会に「立会人選任実績報告書」（第8号様式）を提出してください。

※ 「立会人選任実績報告書」をはじめ、外部立会人に係る各種文書についても、不在者投票関係書類と同様に、写し等を控えておいてください。

(5) 外部立会人に対する経費

不在者投票管理者は、外部立会人に謝金及び旅費を支給した場合（上記(3)①の場合）、その費用を市に請求することができます。

詳細は、「11 不在者投票に要した経費の請求」を参照してください。

11 不在者投票に要した経費の請求

(1) 不在者投票に要した経費

不在者投票をした選挙人1人につき1,073円を請求できます。「請求書」（第4号様式）に投票内訳書又は「不在者投票用紙等代理請求書」の写しを添付して、選挙終了後早めに市選挙管理委員会に提出してください。

※ 投票用紙を請求したものの、都合により投票しなかった選挙人分の経費は請求することができません。

(2) 外部立会人に要した経費

不在者投票管理者が外部立会人に謝金及び旅費を支給した場合、その費用を市に請求することができます。費用負担に係る上限額は、次のとおりです。

① 外部立会人が1日（8.5時間）従事した場合 10,900円

② 外部立会人が1時間従事した場合 1,282円

※ 費用負担に係る上限額であるため、実際の支給金額が上限額を下回ったような場合は、その費用負担額は実際の支給金額となります。

※ 外部立会人に対する謝金及び旅費のみが費用負担の対象ですので、支給に係る事務経費（例えば振込手数料等）は費用負担できません。

外部立会人に対する経費を請求するときは、「請求書（外部立会人経費用）」（第9号様式）に、次の書類を添付の上、選挙終了後早めに市選挙管理委員会に提出してください。

- ・ 市選挙管理委員会が交付した「外部立会人選定通知書」の写し
- ・ 「立会人選任実績報告書」の写し
- ・ 外部立会人から徴した「謝金等の領収書」

(3) 注意事項

不在者投票管理者の氏名と口座振替の名義人（法人等の名称もあれば記入）が異なる場合は、必ず「委任状」（第4号様式添付用）を添えて提出してください。

Ⅲ 参考資料

1 指定病院等における不在者投票事務の質疑応答集

Q 1 : 入院中の患者が、病院内で不在者投票できるのはどのような場合ですか。

A 1 : その病院が不在者投票のできる施設として県選挙管理委員会から指定されており、入院中の患者が疾病等のため歩行が困難であれば、その病院内で不在者投票できます。
また、入院中の患者が歩行可能（外出可能）な場合であっても、病院が入院患者の本来行くべき投票区（投票所のエリア）の区域外にあれば、病院内で不在者投票できます。これ以外の場合は、その病院では不在者投票ができません。

Q 2 : 不在者投票のできる施設としての指定基準は何ですか。

A 2 : 概ね 50 人以上の患者を収容できるベッドを備えた病院（医療法上の病院）であること、又は収容人員が 50 人以上の老人ホーム等であることですが、指定基準の収容人員等を下回る場合であっても、不在者投票及び病院等の適正な管理執行が確保できる場合には、指定されます。

Q 3 : すでに指定されている病院（以下「本院」といいます。）に分院ができた場合、分院に入院中の患者にも不在者投票をさせることができますか。

A 3 : 本院に分院ができた場合は、本院とは別個の病院として取り扱われ、その分院も新しく指定を受ける必要があります。
この場合の指定基準も A 2 のとおりとなりますが、この分院が本院と渡り廊下でつながっていて、本院の院長が管理するような場合については、指定基準が緩和されて取り扱われます。

Q 4 : 選挙ごとに指定を受ける必要がありますか。

A 4 : 不在者投票のできる施設として一度指定を受ければよく、選挙のたびに指定を受ける必要はありません。
なお、施設の名称や住所が変わった場合には、県選挙管理委員会に直ちに異動届を提出してください。

Q 5 : 投票用紙や不在者投票用封筒を入手するにはどうすればよいですか。

A 5 : 指定病院等の長を通じて代理請求してもらう方法が一般的ですが、このほか、選挙人自らが選挙管理委員会に対して、投票用紙や不在者投票用封筒（以下「投票用紙等」といいます。）請求する方法があります。
自ら「投票用紙等」の請求を行う場合には、「不在者投票請求書兼宣誓書」に必要事項を記載し、これを選挙管理委員会に提出して、「投票用紙等」と不在者投票証明書が入った封筒を交付してもらうことになります。

Q 6 : 入院患者の付添人は、病院内で不在者投票できますか。

A 6 : 病院内で不在者投票できるのは入院している人に限られますので、付添人は病院内で不在者投票できません。

Q 7 : 入院・入所中の人の投票意思の確認は、各室を回って一人ひとりに行わなければならないのですか。

A 7 : 入院患者・入所者全員に対して意思の確認ができる方法であれば、各室を回る方法のほか、掲示板等に選挙期日と不在者投票を行う場合の申出方法を掲示する等の方法によっても差し支えありません。

Q 8 : 新聞やテレビ等で選挙期日を知った場合、選挙人からの依頼がなくても「投票用紙等」をあらかじめ一括請求しておいてもよいですか。

A 8 : 選挙人からの依頼がない場合は請求できません。

Q 9 : ファクシミリで「投票用紙等」を請求することはできますか。

A 9 : 「投票用紙等」の請求は「直接又は郵便等」によることとされており、ファクシミリはこれに該当しないのでできません。

Q 10 : 不在者投票用紙等代理請求依頼書の様式が氏名等を連記する様式になっていますが、個人情報保護の観点から問題があると判断した場合は、選挙人ごとに不在者投票用紙等代理請求依頼書を提出してもらうことでもよいですか。

A 10 : 選挙人ごとに不在者投票用紙等代理請求依頼書を提出してもらうことで構いません。

Q 11 : 投票日の直前に入院患者から代理請求の依頼があった場合、拒否してもよいですか。

A 11 : 投票は法律上の権利であり、代理請求を断ることはできません。大切な1票ですから、できるだけ不在者投票が可能となるよう配慮をお願いします。

Q 12 : 投票日の直前に入院患者から代理請求の依頼があった場合、本人の家族に院長の補助者として選管に請求に行かせてもよいですか。

A 12 : できるだけ病院の方が選挙管理委員会に行くようにしてください。

ただし、どうしても病院で対応できない場合には、病院長名の「病院長の補助者として請求させる旨の文書」を携帯させることにより、家族に請求に行かせることもやむを得ません。

Q 13 : 投票済みの「投票用紙等」を選挙人の家族が送致してもよいですか。

A 13 : その病院の職員以外の方が送致事務に携わることはできません。

Q 14 : 「不在者投票用紙等代理請求依頼書」はいつまで保管しておけばよいですか。

A 14 : 不在者投票経費が入金されるまで保管しておいてください。ただし、選挙に係る訴訟が提起された場合には、市選挙管理委員会が連絡する期間保管してください。

Q 15 : 氏名掲示を壁などに貼ってもよいですか。

A 15 : 氏名掲示は法律に規定がないため掲示することはできません。各施設により事情が異なり、体制等の問題もあって現在のところ規定がないものと考えられます。

過去に、投票日当日投票所における氏名掲示の文字の誤り、ふりがなの誤り、脱落等により選挙が無効（やり直し）となった事例があります。また、掲示内容に誤りがなかったとしても、各施設の不在者投票場所では氏名掲示の順序についての規定もありません。万が

一誤った方法で掲示した場合、選挙全体が無効となる可能性がありますので、絶対に掲示しないでください。

Q16：入院患者から候補者氏名を知りたいとの要望がありますが、どうすればよいですか。

A16：選挙公報を各世帯に配布しているほか、希望があれば施設にも提供しています。また、市選挙管理委員会のホームページにも掲載しますのでご活用ください。

これらを不在者投票管理者の責任により、何日現在の状況と断った上で、あくまで参考として、また、特定候補者等にするしが付けられないように常時監視できる場合に限り、投票所外において見せることは差し支えありません。

なお、選挙人からの要望が強い場合には、投票所内において見せることもあるいはやむを得ないものと考えられますが、氏名掲示と同様に法律に規定がないものであり、細心の注意が必要となります。

この場合は、立会人等のほかに監視のための人員を配置して巡回を行う等、常時監視を厳しく行う必要があります。

特に、記載台に置いたりすることは、選挙無効の原因となりますので、絶対にしてはいけません。一般の投票所における事例で、投票記載台に紙片が放置されていて、これが管理者の落ち度として選挙無効が宣告されたものがあります。

Q17：不在者投票を行わせる日を指定しても差し支えありませんか。

A17：差し支えありませんが、指定した日以外に不在者投票を認めないこととすると問題となります。選挙期日の前日までという不在者投票期間内においては投票の申出を拒否することはできません。

Q18：不在者投票を行わせる日を指定する場合、いつ頃が適当ですか。

A18：不在者投票は投票日の前日まですることができますが、投票済みの「投票用紙等」は、選挙管理委員会を経由して、投票日当日の投票所が閉じる時刻までに投票所に届く必要があります。

したがって、不在者投票の送致を郵送等により行う場合は特に、郵送期間等も考慮して、早めの日を設定することが適当です。

Q19：代理投票において選挙人が、(選挙人が持参した)候補者の氏名等を掲載した新聞記事等を指さして候補者等を指定する場合には、投票させてよいですか。

A19：指さすことが本人の意思と認められるのであれば、投票させることができます。

Q20：A病院に入院している時に「投票用紙等」の交付を受けた患者が、その後、B病院に移った場合、A病院で交付された「投票用紙等」を使用して、B病院で不在者投票ができますか。

A20：できません。

なお、その患者が、病院を通じないで自ら「投票用紙等」の交付を請求した場合には、B病院でも不在者投票をすることができますが、患者が自分の投票区の区域外の病院に入院中であることを理由に「投票用紙等」の交付を受けていて、B病院が投票区の区域内にある場合は、B病院では不在者投票ができません。

このような場合は、選挙管理委員会にお問い合わせください。

Q21：投票用紙等を請求したが、その後投票の意思がみられなくなった選挙人は、棄権と解釈してよいですか。

A21：結果として投票を行わなかった場合は、当然棄権となります。

なお、当該者の投票用紙等は選挙管理委員会に返還してください。また、当該者に係る不在者投票経費は交付されません。

Q22：「投票用紙等」の代理請求後、当該選挙人が退院した場合、どのように対応すればよいですか。

A22：「投票用紙等」が到着していない場合は、その旨を選挙管理委員会に連絡してください。既に「投票用紙等」が到着している場合は、選挙管理委員会への不在者投票の送致の際に返還してください。この場合、当該選挙人に対しては投票日当日に投票所に行けば投票できる旨を伝えてください。

なお、退院が投票日直前の場合や、退院後ただちに期日前投票を予定しているような場合は、その旨を選挙管理委員会に連絡してください。

Q23：投票箱は設置する必要がありますか。

A23：設置する必要はありませんが、不在者投票は大切に保管してください。

Q24：投票用紙の記載の訂正についてどのような訂正方法がよいのですか。

A24：二重線で消して書き直してください。消しゴムで消す必要はありません。

Q25：不在者投票管理者は、常に投票記載場所にいなければなりませんか。

A25：不在者投票管理者の管理権が及ぶのであれば、必ずしも投票記載場所にいる必要はありませんが、不在者投票管理者の事務を補助する人（事務従事者）と立会人の最低2人、代理投票の場合はさらに補助者として2人、計4人がいなければなりません。

なお、ベッド上における不在者投票については、不在者投票管理者の管理下で、立会人が実在することが必要ですので注意してください。

Q26：立会人は途中で変更できますか。

A26：立会人を途中で変更することはできますが、選挙人の投票中に変更することや不在者投票管理者の事務を補助する人（事務従事者）と交互にその職務を変更することは適当ではありません。

Q27：所定の手続に基づいて不在者投票をした人が、投票内容を変えたいので再度不在者投票をしたいと言っていますが、どうすればよいですか。

A27：所定の手続きに基づいて不在者投票が行われた場合は、再度投票することはできません。

Q28：退院等の事情により、選挙管理委員会から交付された「投票用紙等」と投票した人の数が異なります。不在者投票経費はいずれで算出するのですか。

A28：実際に投票した人の数で算出してください。

Q29：不在者投票がいわゆる無効になってしまうケースを教えてください。

A29：外封筒に選挙人の署名がない不在者投票については、誰の不在者投票かわかりませんの

で、送致する投票所が特定できずに無効となります。

このほか、無効となるおそれがあるケースには次のものがあります。

- (1) 外封筒に投票した年月のみ記載し、日の記載のない投票
- (2) 外封筒に投票場所の記載が不十分な投票
- (3) 外封筒の封が破られている投票
- (4) 立会人氏名の記載がない投票
- (5) 立会人氏名をゴム印で記名した投票

Q30：不在者投票事務において、特にどのような点に気をつければよいですか。

- A30：1 早めの投票用紙の請求、投票済投票用紙の早めの送致
2 投票用紙等の返還がある場合、その内訳を送致書（投票用紙等にあわせて選管が交付）に記載
3 外封筒への投票者の署名、投票年月日・場所等の記載、立会人の署名等の漏れ落ち
4 その他全般的な手続きの確認

Q31：指定病院等における不在者投票に関して問題となった事例にはどんなものがありますか。

- A31：1 選挙人の依頼がないのに、職員が善意のつもりで封筒の封をした
2 投票の意思がない人の分まで、まとめて請求した
3 代理投票の際、代理記入者が選挙人の指示どおり記載しなかった
4 投票用紙を紛失した
5 指定されていない施設で投票がなされた

Q32：不在者投票のできる施設として指定されている特別養護老人ホームが、老人短期入所事業（ショートステイ）も行っている場合、ショートステイに入所している人も同施設で不在者投票できますか。

- A32：特別養護老人ホームとショートステイの管理者が同一人であり、かつ同じ建物内に併設されている限り、ショートステイに入所している人も同施設で不在者投票できます。
なお、この場合はショートステイ部分について指定を受ける必要はありません。

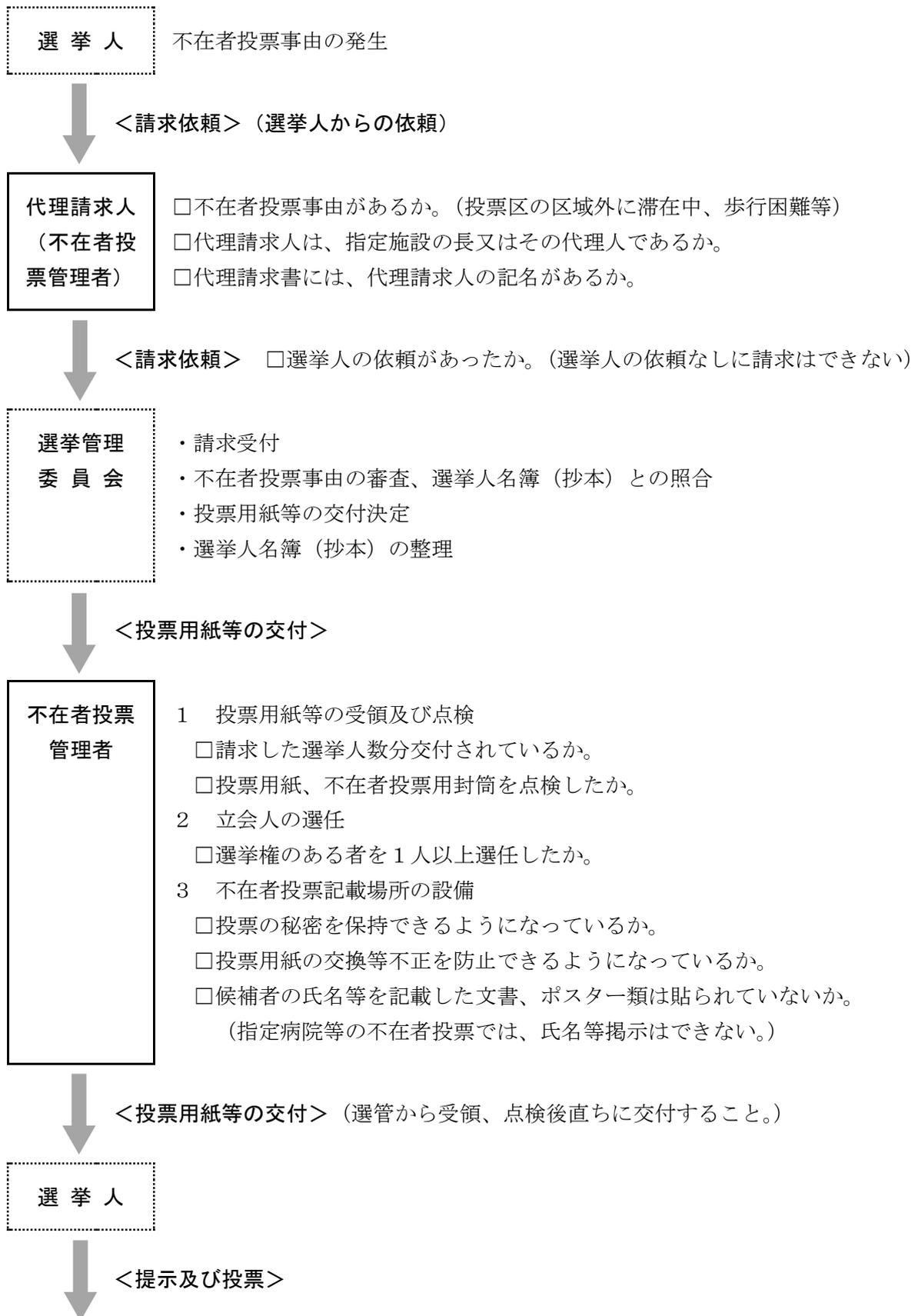
Q33：Q32の特別養護老人ホームが、認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホーム）と老人デイサービス事業（デイサービスセンター）も行っている場合、グループホームに居住、デイサービスセンターに通所している人は同施設で不在者投票できますか。

- A33：いずれも施設に入所している人ではないため、同施設で不在者投票はできません。

Q34：無投票かどうか知る方法を教えてください。

- A34：告示日（4月14日）の立候補締切後、市ホームページ内の選挙管理委員会ページに掲載します。

2 指定病院等における不在者投票事務の流れ（指定病院等の長による代理請求の場合）



**不在者投票
管理者等**

- 1 選挙人の確認及び投票用紙等の点検
 - 請求した選挙人本人であるか。
 - 投票用紙等は、所定のものであるか。
 - 既に投票用紙に候補者の氏名等が記載されていないか。
- 2 投票
 - 不在者投票管理者の管理下で行っているか。
 - 1人以上の立会人がいるか。
 - 投票記載場所で記載させているか。
 - 記載後、内封筒に入れ封をさせ、さらに外封筒に入れ封をさせたか。
 - 外封筒の表面に選挙人の署名があるか。

(代理投票の場合)

- (1) 選挙人の確認
 - 代理投票できる選挙人であるか。(心身の故障その他の事由により自分で候補者の氏名を書くことができない人)
- (2) 代理投票補助者の選任等
 - 立会人の意見を聞いて、代理投票補助者2人を事務従事者から定めたか。
 - 不在者投票管理者、その事務従事者及び立会人が代理投票補助者を兼ねていないか。(兼任はできない。)
 - 代理投票補助者に対して、1人が投票に立ち会い、他の1人が代理記載をすることを説明したか。
- (3) 代理投票
 - 代理記載をする代理投票補助者(代理記載者)が、投票記載場所で選挙人の指示する候補者を記載し、他の1人が立ち会っているか。
 - 投票用紙に記載した候補者名を選挙人に確認させたか。
 - 記載後、内封筒に入れ封をさせ、さらに外封筒に入れ封をさせたか。
 - 外封筒の表面に選挙人の氏名を記載しているか。(代理記載者が記載をするが、氏名は選挙人の氏名である。)
 - 選挙人氏名欄以外に記載はないか。(仮投票でない限りは、氏名欄以外の記載はさせないこと。)

- 3 不在者投票管理者の記名等
 - 投票のあった外封筒の裏面に、直ちに投票した年月日、投票場所を記載し、かつ記名をしたか。
- 4 立会人の署名
 - 同外封筒の裏面に、直ちに立会人の署名をしたか。
(本人以外の者の署名及びゴム印等の記名は不可)

- ↓
- <送致> 手順の終わった外封筒を他の適当な封筒に入れて封をしたか。
 上記封筒の表面に投票が在中する旨を明記したか。
 上記封筒の裏面に不在者投票管理者の記名をし、印を押したか。

**選挙管理
委員会**

- ・ 不在者投票の受領
- ・ 選挙人の属する投票区(又は指定投票区)の投票管理者に送致
- ・ 整理保管